



# 鳥取県公報

平成 29 年 2 月 28 日 (火)  
第 8 8 7 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定 (117) (医療指導課) . . . . . 2
	知事指定薬物の指定の失効 (118) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業の指定の取消し (119) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の指定の取消し (120) (〃) . . . . . 3
	特定計量器の定期検査の実施 (121) (くらしの安心推進課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (122) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (123) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (124) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (125) (〃) . . . . . 5
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (126) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 5

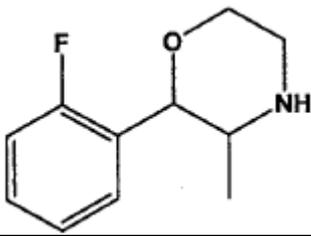
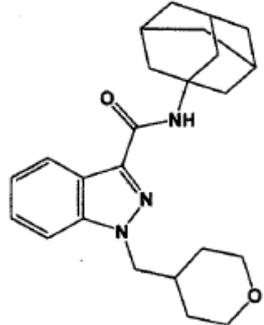
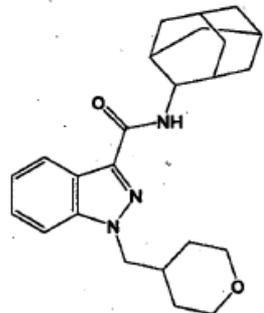
# 告 示

## 鳥取県告示第117号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
28-知(1)-12	2-FPM	2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類 
28-知(1)-13	Adamantyl-THPINACA	N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 
28-知(1)-14	Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer	N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 

## 鳥取県告示第118号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
28-知(1)-9	AMB-CHEMICA	平成28年12月26日	平成28年12月31日
28-知(1)-10	Escaline	〃	〃
28-知(1)-11	Furanylfentanyl、Fu-F	〃	〃

**鳥取県告示第119号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人悠ゆうの郷	NPO法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	平成29年2月20日	通所介護
とっとり福祉サービス有限公司	とっとり福祉サービス指定訪問介護事業所	鳥取市行徳三丁目317	平成29年3月21日	訪問介護

**鳥取県告示第120号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人悠ゆうの郷	NPO法人悠ゆうの郷	鳥取市青谷町蔵内153-1	平成29年2月20日	介護予防通所介護
とっとり福祉サービス有限公司	とっとり福祉サービス指定訪問介護事業所	鳥取市行徳三丁目317	平成29年3月21日	介護予防訪問介護

**鳥取県告示第121号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域  
倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間  
平成29年4月3日（月）から平成30年3月30日（金）まで
- 3 実施場所  
当該特定計量器の所在の場所

**鳥取県告示第122号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅

サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	平成29年2月17日	平成29年3月31日	通所介護

#### 鳥取県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	平成29年2月17日	平成29年3月31日	介護予防通所介護

#### 鳥取県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社安田薬局	有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	平成29年1月10日	平成28年11月30日	居宅療養管理指導
社会福祉法人日南福祉会	デイサービスセンターおおくさ荘	日野郡日南町茶屋3630-1	〃	平成29年3月13日	通所介護
社会福祉法人トマトの会	ヘルパーステーショントマト よなご	米子市新開二丁目4-11	平成29年1月20日	平成29年2月28日	訪問介護
医療法人社団安部内科医院	医療法人社団安部内科医院	米子市新開六丁目4-9	平成29年1月23日	平成28年11月30日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
木村禎宏	木村内科医院	米子市天神町二丁目35	平成29年2月2日	平成28年12月31日	居宅療養管理指導
社会福祉法人ことうほうえん	デイサービスセンターよねはら	米子市米原八丁目5-77	〃	平成29年3月31日	通所介護

株式会社ケアスタッフ	ヘルパーステーション・ハッピーネットワーク米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成29年2月10日	平成29年2月28日	訪問介護
------------	-------------------------	-----------------	------------	------------	------

## 鳥取県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社安田薬局	有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	平成29年1月10日	平成28年11月30日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人日南福祉会	デイサービスセンターおおくさ荘	日野郡日南町茶屋3630-1	〃	平成29年3月13日	介護予防通所介護
医療法人昌生会	デイサービス新田	米子市車尾二丁目24-19	平成29年1月11日	平成28年10月31日	〃
医療法人社団安部内科医院	医療法人社団安部内科医院	米子市新開六丁目4-9	平成29年1月23日	平成28年11月30日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導
木村禎宏	木村内科医院	米子市天神町二丁目35	平成29年2月2日	平成28年12月31日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人こうほうえん	デイサービスセンターよねはら	米子市米原八丁目5-77	〃	平成29年3月31日	介護予防通所介護
株式会社ケアスタッフ	ヘルパーステーション・ハッピーネットワーク米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成29年2月10日	平成29年2月28日	介護予防訪問介護

## 鳥取県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社ケアスタッフ	ケアプランセンター・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成29年2月10日	平成29年2月28日

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年 2 月 28 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年 3 月 25 日 午前 9 時から正午 まで	鳥取県西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル銃 射撃	22 ロングライ フルのライフ ル弾	4 人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。